

八戸市庁舎動画広告等の放映に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市庁舎（以下「庁舎」という。）における動画広告及び行政広報（以下「広告等」という。）の放映に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 八戸市政情報モニター 広告等を放映する目的で、広告取扱事業者が市の許可を得て庁舎に設置する映像放映機器（以下「モニター」という。）
- (2) 動画広告 モニターで放映する民間事業者等の動画広告
- (3) 行政広報 モニターで放映する市民向けの行政情報
- (4) 広告主 動画広告を掲出する民間事業者等
- (5) 広告取扱事業者 モニターの設置及び撤去、広告主の募集、広告等の制作及び放映等の業務を行う事業者

(モニター設置場所)

第3条 モニターは、市の指定する範囲のうち、庁舎の維持管理及び災害時の庁舎利用者の避難誘導の支障とならない場所に設置できる。

- 2 広告取扱事業者は、前項の規定によりモニターを設置しようとするときは、市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けなければならない。

(広告等の放映時間)

第4条 広告等の放映時間は、庁舎開庁日の市が指定する時間帯とする。ただし、甲が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告等の規格等)

第5条 放映する広告等は、1枠15秒単位とし、前条に定める時間帯に繰り返し放映する。

- 2 広告等の内容は、モニターの設置台数にかかわらず同一とする。

(広告等の掲出期間)

第6条 広告主が動画広告を掲出できる期間は、1枠最長1年間とする。ただし、更新を妨げない。

- 2 市が行政広報を放映する期間は、広告取扱事業者との協議で定める。
- 3 広告等の更新日時が庁舎閉庁日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い庁舎開庁日の開庁時間に更新するものとする。

(広告取扱事業者への委任等)

第7条 市は、モニターの設置及び撤去、広告主の募集並びに広告等の制作及び放映等の業務を市と広告等の掲出業務に関する協定を締結した広告取扱事業者に行わせるものとする。

- 2 前項の業務を行う広告取扱事業者は、公募により選定する。
- 3 広告取扱事業者は、広告主との間で動画広告の掲出に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(広告主募集の周知)

第8条 市は、広告取扱事業者が広告主の募集を行うときは、市ホームページ等に掲載して周知するものとする。

(放映料)

第9条 広告取扱事業者は、モニター設置場所が有する広告価値を利用する対価として、市へ放映料を納付する。

- 2 広告取扱事業者は、モニターで広告等を放映する日の5日前までに放映料を納付しなければならない。
- 3 既納の放映料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者及び広告主の責めによらない理由により広告等を放映することができなくなったときは、当該放映することができない期間に応じ、既納の放映料を広告取扱事業者へ還付することができるものとする。

(広告主の要件)

第10条 広告主は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくない事業を行うもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (6) 過去1カ年度において市県民税、法人市民税、固定資産税及び国民健康保険税（以下「市税」という。）の滞納があるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告主として適当でないと市が認めるもの

(動画広告の放映基準)

第11条 モニターで放映することができる動画広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 市の公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、モニターで放映する動画広告として適当でないと市が認めるもの

(動画広告の掲出の申込み)

第12条 動画広告の掲出を希望する者は、広告取扱事業者を経由して、納税状況確認同意書（別記第1号様式）又は過去1カ年度における市税に係る納税証明書を市へ提出しなければならない。

(広告主の審査等)

第13条 広告取扱事業者は、動画広告の掲出を希望する者を選定したときは、当該動画広告の掲出を希望する者の名簿、納税状況確認同意書又は過去1カ年度における市税に係る納税証明書その他必要な書類を市に提出しなければならない。

- 2 市は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類の提出を受けたときは、第10条の広告主の要件その他八戸市庁舎動画広告等の放映に関する取扱要綱、八戸市有料広告掲載基準及び関係法令（以下「動画広告取扱要綱等」という。）の規定に適合していることを確認し、その結果を広告掲出要件審査結果通知書（別記第2号様式）により広告取扱事業者へ通知するものとする。
- 3 市は、広告主の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を求めることができる。

（動画広告の内容の審査等）

第14条 広告取扱事業者は、動画広告の掲出を希望する者の動画広告の案を制作したときは、当該動画広告の案その他必要な書類及びデータを市に提出しなければならない。

- 2 市は、広告取扱事業者から前項の規定により動画広告の案、書類及びデータの提出を受けたときは、第11条の動画広告の放映基準その他動画広告取扱要綱等の規定に適合していることを確認し、その結果を広告内容審査結果通知書（別記第3号様式）により広告取扱事業者へ通知するものとする。
- 3 市は、動画広告の内容の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を求めることができる。

（動画広告の内容の修正）

第15条 市は、動画広告の内容が動画広告取扱要綱等に違反しているとき、又は庁舎で放映する動画広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、広告取扱事業者に対して動画広告の内容の修正を求めることができ、広告取扱事業者は、これに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正にかかる費用は、広告取扱事業者の負担とする。

（広告主又は動画広告の内容の変更）

第16条 広告取扱事業者は、自己の都合により広告主又は動画広告の内容を変更しようとするときは、予め市と協議するものとする。

- 2 広告主又は動画広告の内容の変更に係る手続については、広告主の変更にあつては第12条及び第13条の規定、動画広告の内容にあつては第14条の規定の例による。

（モニターの一時撤去又は動画広告の一時削除）

第17条 市は、広告取扱事業者等が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、その問題が解決されるまでの間、指示通知書（別記第4号様式）により催告したうえで、モニターの一時撤去又は動画広告の一時削除を指示することができる。

- (1) 市の指定する期日までに放映料の納付がないとき。
 - (2) 広告取扱事業者が動画広告取扱要綱等に違反したとき。
 - (3) 広告主又は動画広告の内容が動画広告取扱要綱等に違反したとき。
 - (4) モニターの設置及び動画広告の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認めるときは、広告取扱事業者は、モニターの設置及び動画広告の放映を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去若しくは一時削除又は前項の再開に要する費用は、広告取扱事業者の負担とする。
 - 4 第1項の指示があつたにもかかわらず、広告取扱事業者が相当な期間内に一時撤去又は一時削除を行わないときは、市は、広告取扱事業者の承諾を得ることなく自らモニターの一時撤去又は動画広告の一時削除をすることができる。この場合において、一時撤去又は一時削除に要した費用は広告取扱事業者が負担するものとし、市は、一時撤去又は一時削除によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(モニターの全部撤去)

第18条 市は、広告取扱事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指示通知書（別記第4号様式）により催告したうえ、モニターの全部撤去を指示することができる。

- (1) 第3条第2項の許可が得られないとき又は取り消されたとき。
 - (2) 広告取扱事業者が動画広告取扱要綱等に違反したとき。
 - (3) 広告取扱事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 広告取扱事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 広告取扱事業者について破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (6) 広告取扱事業者がモニターの全部撤去又は動画広告の全部削除を申し出たときで、市が相当の理由があると認めるとき。
- 2 市は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず動画広告の放映を解除する必要があるときは、広告取扱事業者との協議によりモニターの全部撤去をすることができる。

(動画広告の内容についての責任)

第19条 広告取扱事業者は、動画広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 動画広告の内容に関する一切の責任は広告取扱事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。
- (2) 動画広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び動画広告の内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。
- (3) 動画広告の放映により、市に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされたときは広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないこと。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、庁舎内での広告等の放映に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

別記

第1号様式(第12条関係)

納税状況確認同意書

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

申込者 住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、「八戸市市政情報モニター」への広告掲出の申込みにあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

市県民税

法人市民税

固定資産税

国民健康保険税

年 月 日

広告取扱事業者所在地
広告取扱事業者名称
代表者氏名 様

八戸市長



広告掲出要件審査結果通知書

八戸市庁舎動画広告等の放映に関する取扱要綱第13条第2項の規定により、広告主の要件審査について次のとおり通知します。

年 月 日

広告取扱事業者所在地
広告取扱事業者名称
代表者氏名 様

八戸市長



広告内容審査結果通知書

八戸市庁舎動画広告等の放映に関する取扱要綱第14条第2項の規定により、広告案の内容審査について次のとおり通知します。

年 月 日

広告取扱事業者所在地
広告取扱事業者名称
代表者氏名 様

八戸市長



指示通知書

八戸市庁舎動画広告等の放映に関する取扱要綱の規定により、次のとおり通知します。

1 適用条項

第17条第1項・第18条第1項

2 指示の内容

3 指示の理由